

畜産とくトク情報

平成13年11月9日

問い合わせ先
長野県庁畜産課
☎026-235-7232

BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業のご案内

平成13年10月25日号、平成13年11月1日号の「畜産とくトク情報」で事業の概要をお知らせしたところですが、参加申込等が具体的に決まりましたので、ご案内します。

(必ず参加しましょう)

1 事業の内容

肥育牛1頭当たりの粗収益(販売価格)が、肥育牛1頭当たりの家族労働費を除く生産費(物財費)を下回った場合に、その差額について、当該月に肥育牛を販売した肥育牛経営体(農家)に対し、補てん金が交付されます。

なお、肥育牛経営体の負担金はありません。

(事業の実施期間は平成13年10月から平成14年3月までです。)

1頭当たりの生産費
(家族労働費を除く)

>

1頭当たりの
粗収益(販売価格)



補てん金交付
(上限額なし)

2 補てん金単価の設定及び支払

農林水産省が、各種統計調査の数値を用いて、品種区分(肉専用種、交雑種、乳用種の3区分)ごとに百円単位で毎月設定します。(全国一律)

また、肥育牛経営体への補てん金の支払は、原則として販売した月の翌々月中に行われます。

品種区分について

肉専用種	黒毛和種、褐毛和種等牛肉生産を主たる目的として飼養されている牛の品種であって、子牛登記等の証拠書類で品種が特定できるもの。(国内産に限る)
交雑種	肉専用種と乳用種の交配により生産された牛
乳用種	ホルスタイン種、ジャージー種等雌牛が搾乳を主たる目的として飼養されているものから生まれた牛並びに肉専用種及び交雑種のいずれの品種区分にも該当しない牛
当該肥育牛が、肉用子牛生産者補給金制度または肉用牛肥育経営安定対策事業(マル緊事業)に加入している場合は、その登録されている品種区分で取扱います。	

3 事業参加者の要件

事業に参加できる肥育牛経営体は、生の肥育(専ら肉量の増加を目的として飼養すること)を行い、当該肉用牛に係る損益が帰属する者であることが必要です。

なお、会社等の規模によっては参加できない場合があります。

(～裏面につづく～)

4 補てん金交付対象肥育牛の要件

補てん金交付の対象となる肥育牛は、次の要件のすべてを満たす必要があります。

専ら肉量の増加を目的として、おおむね10か月以上飼養された牛であること。
肥育牛経営体の所有であることを肥育牛台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記書、肉用子牛個体登録台帳等により確認できるものであること。
肥育牛の品種区分、生年月日、導入年月日、販売年月日、販売場所等が適格に把握できる(必要な書類がそろっている)ものであること。

5 事業参加申込

事業に参加を希望する場合は、「事業参加申込書」を提出する必要があります。

(県外で飼養している肥育牛は、それぞれの都道府県にお問い合わせください。)

長野県では、次のところに「事業参加申込書」が用意されていますので、お問い合わせください。(複数のところに申込書を提出する必要はありません。)

現在の状況	問い合わせ先
農協又は酪農協から配合飼料を購入したり、牛の販売を委託している方	取引のある農協又は酪農協
飼料会社から配合飼料を購入している方	取引のある飼料会社
家畜商との間で牛の売買をしている方	取引のある家畜商
上記のいずれにも属さない方及び問い合わせ先がわからない方	全農長野県本部畜産飼料課(電話026-236-2217) または (社)長野県配合飼料価格安定基金協会 (電話026-234-5105)

6 事業参加申込書の提出期限

平成13年11月20日(火)

7 実績報告書の提出

事業参加申込をした肥育牛を販売したときは、農協等が指定する日までに「実績報告書」を作成し、「4 補てん金対象肥育牛の要件」の 及び に規定する内容を証明する書類を添えて「事業参加申込書」の提出先である農協等に提出してください。

BSEスクリーニング検査円滑化対策事業のご案内

平成13年11月1日号の「畜産トクとく情報」で事業の概要をお知らせしたところですが、参加申込等が具体的に決まりましたので、ご案内します。

1 事業参加申込

「BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業」と同じく、「事業参加申込書」が関係する農協等に用意されておりますので、お問い合わせください。

2 事業参加申込書の提出期限

平成13年11月20日(火)

3 実績報告書の提出

事業参加申込をした肥育牛、廃用牛、肉用子牛を出荷等したときは、農協等が指定する日までに「実績報告書」を作成し、出荷証明等必要書類を添えて「事業参加申込書」の提出先である農協等に提出してください。

4 事業概要の変更

平成13年11月1日号でお知らせした事業概要に変更があります。

肉用子牛の範囲の変更

6か月齢以上 6か月齢以上12か月齢未満

肉用子牛の出荷等期限日の追加

平成14年1月31日までに出荷、販売又は自家保留されたもの